

# 仕 様 書

## 1 業務名

清掃事務所自家用電気工作物保安管理業務

## 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 対象施設

別表のとおり

## 4 業務内容

札幌市（以下「委託者」という。）の保安規程に基づき実施する請負受託者（以下「受託者」という。）の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

なお、経済産業省で定める技術基準の規格に適合しない事項があるときは、点検結果表等にて報告するものとする。

(1) 月次点検：主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月1回行うものとする。

ただし、中央清掃事務所及び西清掃事務所は100KVAを超えるため毎月1回とする。（遠隔監視装置を設置する場合（受託者の負担とする）は、隔月1回）

また、旧豊平清掃事務所は、4月及び6月の2回とする。

(2) 年次点検：主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、年1回行うものとする。

ただし、旧豊平清掃事務所の年次点検は行わないものとする。

(3) 臨時点検：異常の発生又は発生のおそれのある場合、必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うものとする。

(4) 上記保安業務に係る本市以外の官庁への手続業務・工事中の点検・竣工検査等の業務は、実施の都度別途に定例保安業務外として、見積により委託者は受託者に手数料を支払うものとする。

(5) 次表の点検又は測定試験については、委託者は受託者の意見をきき、委託者の負担において行うものとする。

電気工作物の種類	点検又は測定試験
取扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術基準にふれる機器	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る）以外の点検及び測定試験
非常用予備発電機のうち主として原動機及びこれの付属機器	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現地に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験
ネオン、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験

(6) 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合に、受託者が行う応急処置の指導は、委託者からの電話連絡又は保安員の派遣により行うものとする。

この場合、委託者は受託者が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事

- 故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に受託者に連絡するものとする。
- (7) 経済産業大臣が、電気事業法第 107 条に基づいて行う立入検査には、その都度、委託者の通知に基づいて受託者が保安職員を派遣して立会うものとする。

## 5 連絡体制

- (1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受託者に連絡するための連絡責任者を選任するものとする。  
なお、連絡責任者は、契約締結後、受託者に別途通知するものとする。
- (2) 受託者は、主たる連絡場所、連絡方法、当該事業所までの距離、所要時間、利用交通機関について、委託者に提示するものとする。また、緊急時についても同様とする。  
なお、主たる連絡場所は、当該事業所に 2 時間以内に到達可能な場所にあること。

## 6 提出書類

- (1) 業務着手時に提出するもの
- |                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| ア 業務着手届         | ..... | 1 部 |
| イ 保安業務担当者等指定通知書 | ..... | 1 部 |
| ウ 保安業務担当者経歴書    | ..... | 1 部 |
| エ 連絡体制表         | ..... | 1 部 |
- (2) 現場作業前に提出するもの
- |                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| ア 月次点検、年次点検予定表 | ..... | 1 部 |
|----------------|-------|-----|
- (3) 業務完了時に提出するもの
- |                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| ア 月次点検、年次点検結果表 | ..... | 1 部 |
| イ 業務完了届        | ..... | 1 部 |
- (4) その他、委託者の指示するもの

## 7 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 8 セキュリティポリシーの遵守

本業務の履行に伴い、札幌市が保有する電子計算機、ネットワーク、記憶媒体により処理を行うシステム（以下「情報システム」という。）に対して、以下のことを遵守すること。

- (1) 情報システムに関して、業務上知りえた秘密を漏らさないこと。
- (2) 情報システムに対して、事故を発生させた場合は、速やかに報告すること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、委託者が行う本業務に係る北海道産業保安監督部への各種届出書類（保安管理業務外部委託承認申請書等）の作成及び届出を代行する。  
また、保安管理業務外部委託承認申請書が受理されない場合、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等の一切については、受託者の責任において処理すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、双方の協議によるものとする。

(別表) 清掃事務所自家用電気工作物保安管理業務 一覧

2022.1 現在

		契約の対象		電気保安責任者等				契約の対象		電気保安責任者等	
1	事業場 名称	札幌市中央清掃事務所 業種 公務		委託者の連絡責任者役職氏名 役職 所長 氏名 前田 学宣		5	事業場 名称	札幌市西清掃事務所 業種 公務		委託者の連絡責任者役職氏名 役職 所長 氏名 樫野 勝美	
	事業場 所在地	札幌市南区南30条西8丁目 電話 581-1153					事業場 所在地	札幌市西区発寒15条14丁目 電話 664-0053			
	契約電力	設備容量 125KVA 受電電圧 6.6KV	契約電力				設備容量 125KVA 受電電圧 6.6KV				
2	事業場 名称	札幌市北清掃事務所 業種 公務		委託者の連絡責任者役職氏名 役職 所長 氏名 佐々木 佳造							
	事業場 所在地	札幌市北区屯田町990 電話 772-5353									
	契約電力	設備容量 70KVA 受電電圧 6.6KV									
3	事業場 名称	札幌市東清掃事務所 業種 公務		委託者の連絡責任者役職氏名 役職 所長 氏名 細川 久人							
	事業場 所在地	札幌市東区丘珠町873 電話 781-6653									
	契約電力	設備容量 70KVA 受電電圧 6.6KV									
4	事業場 名称	札幌市旧豊平清掃事務所 業種 公務		委託者の連絡責任者役職氏名 役職 業務課長 氏名 平賀 勉							
	事業場 所在地	札幌市豊平区西岡520 電話 211-2916(環境事業部業務課)									
	契約電力	設備容量 80KVA 受電電圧 6.6KV									